

京都市知的障害児・者福祉研修大会補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知的障害児(者)の自立と社会参加を促進することを目的とし、知的障害児(者)の地域社会との関わり方や、学校卒業後の進路に関する認識の向上、知的障害者の地域生活支援システム等に係る啓発を行うために開催される京都市知的障害児(者)福祉研修大会に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、前条の目的を満たす事業のうち、知的障害児(者)とその家族を構成員とし、知的障害児(者)の福祉の向上を目的に京都市内の全区域を圏域に、知的障害児(者)教育及び知的障害児(者)福祉に関する事業を行うとともに、知的障害者への理解と社会への啓発に取組み、継続的に活動する公共的団体が中心となって構成される団体が主催する事業であって、市長が適当と認めたものに要する経費について交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において交付することができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金交付申請書(第1号様式)によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付の条件付け)

第6条 条例第11条第1項の規定により、同項第1号から第3号までの交付の条件を付すものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金変更承認申請書(第2号様式)に

よって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられるもの
- (2) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部を変更するもの
- (3) 総務費間又は事業費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低いもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金中止・廃止承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金実績報告書(第4号様式)によって、事業完了後30日後までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助要綱(以下「京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により，補助金の交付を申請します。			
申請額	円		
事業の目的及び内容			
収支見込	収入		支出
		円	円
	合計		合計
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

※詳細が分かる事業計画書及び収支予算書を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助要綱第7条第1項の規定により、変更の承認を申請します。	
当初申請額	円
変更に伴う 変更申請額	円
変更理由	
変更内容	
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※変更内容の詳細が分かる説明書類を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金中止・廃止申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名（記名押印又は署名）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助要綱第7条第3項の規定により、中止又は廃止の承認を申請します。

当初申請額	円
中止又は廃止に伴う変更申請額	円
中止又は廃止の理由	
中止又は廃止の内容	
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※中止又は廃止の内容の詳細が分かる説明書類を添付してください。

第4号様式（第8条関係）

京都市知的障害児(者)福祉研修大会補助金実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名(記名押印又は署名)

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業の実績を報告します。				
事業実績				
収支状況	収 入		支 出	
		円		円
	合 計		合 計	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

※詳細が分かる事業報告書及び収支決算書を添付してください。